

2019.10.医療保険改定

消費税10%アップによる医療保険点数の改定

●第1章 基本診療料

第1部 初・再診料

第1節 初診料

▼初診料： 288点

第2節 再診料

▼再診料： 73点

▼外来診療料： 74点

▼オンライン診療料：71点

●第1章 基本診療料

第2部 入院料等 第1節 入院基本料

A100 一般病棟入院基本料（1日につき）

1 急性期一般入院料

イ 入院料1：1,650点

ロ 入院料2：1,619点

ハ 入院料3：1,545点

ニ 入院料4：1,440点

ホ 入院料5：1,429点

ヘ 入院料6：1,408点

ト 入院料7：1,382点

●第1章 基本診療料

第2部 入院料等 第1節 入院基本料

A104 特定機能病院入院基本料（1日につき）

1 一般病棟

一般病棟 7対1：1,718点

一般病棟 10対1：1,438点

A105 専門病院入院基本料（1日につき）

1 7対1：1,667点

2 10対1：1,296点

●第1章 基本診療料

第2部 入院料等 第3節 特定入院料

A 300 救命救急入院料（1日につき）

1 救命救急入院料 1

イ 3日以内：10,223点

ロ 4～7日：9,250点

ハ 8～14日：7,897点

2 救命救急入院料 2

イ 3日以内：11,802点

ロ 4～7日：10,686点

ハ 8～14日：9,371点

●第1章 基本診療料

第2部 入院料等 第3節 特定入院料

A301 特定集中治療室管理料（1日につき）

1 特定集中治療室管理料1

イ 7日以内：14,211点

ロ 8～14日：12,633点

A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料（1日につき）

1 管理料1：6,855点

2 管理料2：4,224点

A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料（1日につき）

管理料：6,013点

●第1章 基本診療料

第2部 入院料等 第3節 特定入院料

A 301-4 小児特定集中治療室管理料（1日につき）

1 7日以内：16,317点

2 8～14日：14,211点

A 302 新生児特定集中治療室管理料（1日につき）

1 管理料1：10,539点

2 管理料2：8,434点

A 307 小児入院医療管理料（1日につき）

1 管理料1：4,750点

2 管理料2：4,224点

3 管理料3：3,803点

4 管理料4：3,171点

5 管理料5：2,206点

●第1章 基本診療料

第2部 入院料等 第3節 特定入院料

A 308 回復期リハビリテーション病棟入院料（1日につき）

- 1 入院料1：2,129点
- 2 入院料2：2,066点
- 3 入院料3：1,899点
- 4 入院料4：1,841点
- 5 入院料5：1,736点
- 6 入院料6：1,678点

A 308-3 地域包括ケア病棟入院料（1日につき）

- 1 入院料1：2,809点
- 2 入院料2：2,620点
- 3 入院料3：2,285点
- 4 入院料4：2,076点

●第1章 基本診療料

第2部 入院料等 第3節 特定入院料

A310 緩和ケア病棟入院料（1日につき）

- 1 緩和ケア病棟入院料 1
- イ 30日以内：5,207点
- ロ 31～60日：4,654点
- ハ 61日以上：3,450点

A314 認知症治療病棟入院料（1日につき）

- 1 認知症病棟入院料 1
- イ 30日以内：1,811点
- ロ 31～60日：1,503点
- ハ 61日以上：1,204点

●第1章 基本診療料

第2部 入院料等 第4節 短期滞在手術基本料

A 400 短期滞在手術等基本料

短期滞在入院等基本料 1 : 2,947点

短期滞在入院等基本料 2 : 5,075点

短期滞在入院等基本料 3

へ K 282 水晶体再建術 1 (片側) : 22,411点

ト K 282 水晶体再建術 2 (両側) : 37,839点

チ K 474 乳腺腫瘍摘出術 1 : 20,756点

●第1章 基本診療料

第2部 入院料等 第4節 短期滞在手術基本料

A 400 短期滞在手術等基本料

▼訪問看護療養費

●月の初日

- ・機能強化型 1 : 12,530円
- ・機能強化型 2 : 9,500円
- ・機能強化型 3 : 8,470円
- ・機能強化型以外 : 7,440円

●月の2日目以降 : 3,000円

●第1章 基本診療料

第2部 入院料等

A101 療養病棟入院基本料（1日につき）

1 療養病棟入院基本料 1

イ 入院料A：1,813点

ロ 入院料B：1,758点

ハ 入院料C：1,471点

ニ 入院料D：1,414点

ホ 入院料E：1,386点

ヘ 入院料F：1,232点

ト 入院料G：968点

チ 入院料H：920点

リ 入院料I：815点

●第2章 特掲診療料

第1部 医学管理等

▼地域包括診療料

B001-2-9 地域包括診療料（月1回）

1 診療料1：1,660点

2 診療料2：1,600点

第2部 在宅医療

第1節 在宅患者診療・指導料

▼在宅患者訪問診療料

C001 在宅患者訪問診療料（1）（1日につき）

在宅患者訪問診療料（1）の1

イ 同一建物以外：888点

ロ 同一建物：213点

在宅患者訪問診療料（1）の2

イ 同一建物以外：884点

ロ 同一建物：187点

令和2年度以降の改定

10月の改定部分

第1章 基本診療料

第1部 初・再診料

第1節 初診料

第2節 再診料 再診料、外来診療料

第2部 入院料等

第1節 入院基本料

第2節 入院基本料等加算

第3節 特定入院料

第4節 短期滞在手術等基本

第2章 特掲診療料

第1部 医学管理等

第2部 在宅医療

第3部 検査

第4部 画像診断

第5部 投薬

第6部 注射

第7部 リハビリテーション

第8部 精神科専門療法

第9部 処置

第10部 手術

第11部 麻酔

第12部 放射線治療

第13部 病理診断

第3章 介護老人保健施設入所者に係る診療料

第4章 経過措置